

波佐見町立波佐見中学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

長崎県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

波佐見町教育委員会

波佐見町運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。



運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- ・平成30年度、約75パーセントの生徒が運動部に所属。
- ・どの部の生徒は熱心に練習に励んでいる。保護者も大会の世話や送迎等、協力的であり、地域の期待も高い。
- ・成績は良好で、多くの部が県大会に出場している。特に30年度には軟式野球部、柔道部が全国大会に出場した。

【施設等の使用状況】

- ・本校グラウンド…ソフトテニス男子、ソフトテニス女子、軟式野球、ソフトボール女子、陸上男女、サッカー
- ・本校体育館…バスケットボール男子、バスケットボール女子、バレーボール女子、卓球男子
- ・本校武道場…柔道男女、剣道男女
- ・町体育センター…卓球女子、バドミントン

【強化指定等】

- ・平成31年度…無

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- ・運動部活動は、学校教育の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育て、体力向上や健康増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる大変有意義な教育活動である。

【休養日及び活動時間】

- ・学期中は週当たり2日以上の休養日を設ける。平日1日、土曜日及び日曜日はどちらか1日以上とし、家庭の日（毎月第3日曜日）はノー部活動デーとする。また、休養日の振り替えについては適切に行う。
- ・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の土曜日及び日曜日・長期休業日）は3時間程度とするが、大会参加等、事情により活動する時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加える等、生徒が十分に休養をとることができるようにする。

【活動計画立案（大会参加の目安を含む）及び提出と公開】

- ・参加する大会の目安は、中学校体育連盟が主催・共催する中総体（1回）、新人大会（1回）及び、各部活動で参加する大会については、精査をし、年間7回程度を目安とする（計9回）。
- ・各運動部の責任者は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、活動方針及び活動計画等を公開する。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- ・運動部顧問においては、スポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修に参加する。
- ・学校全体でスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って運動部活動が行えるよう、運動部活動に関する研修を受講し、適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得ができるようにする。
- ・外部指導者や地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力を得ながら、学校と地域が共に子どもを育てるスポーツ環境整備を行う。

【熱中症等の事故防止について】

- ・運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰の根絶を徹底する。
- ・運動部顧問は、熱中症事故防止等に配慮が必要な場合は、状況を把握し、活動内容の変更、活動時間帯の短縮や時間帯の変更、活動を中止するなど、万全の対策を行う。

【その他】

- ・部活動振興会と調整、連携を図り、適切な運用を行う。
- ・文化部活動については、県や町のガイドライン等の策定まで、本ガイドライン、活動方針等に準じるものとする。